

## 幌加内町高等学校生徒下宿費等補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、町外の高等学校へ入学又は在学する保護者の経済的負担の軽減を図り、生徒の修学機会を確保するため、下宿・集合住宅・寮等（以下「下宿等」という。）に係る費用の一部を助成することを目的とする。

### (用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれで当該各号に定めるところによる。

- (1) 高等学校 学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める高等学校及び高等専門学校のことをいう。
- (2) 下宿 旅館業法（昭和23年法律第138号）に定める宿泊料を受けて人を宿泊させる営業する施設のことをいう。
- (3) 集合住宅 建物内部を複数に仕切り、それぞれを独立した住居として居住用として供与する住宅のことをいう。
- (4) 寮 市町村又は学校並びに民間が学生のために設置する多人数の住居する施設のことをいう。

### (助成対象者)

第3条 この要綱により助成を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 町外の高等学校へ入学又は在学する者で下宿等の費用を負担する生計を一にする親族とする。ただし、町外の高等学校へ入学又は在学する者同士で居住している場合は、どちらか一人の下宿等の経費を負担する生計を一にする親族とする。
- (2) 町長が特に認めるもの

### (助成の金額)

第4条 下宿等の費用が30,000円を超える場合に、生徒一人につき月額10,000円を助成する。

### (助成対象外)

第5条 助成対象としない場合は、次のとおりとする。

- (1) 下宿等の費用が30,000円に満たない場合
- (2) 下宿等に親族が居住している場合
- (3) 下宿等の入居が連続して1ヶ月に満たない場合
- (4) 生計を一にする親族に公租公課を滞納している者がいる場合
- (5) 国、北海道、他の市町村から下宿等の費用にかかる助成を受けている場合

### (助成の申請)

第6条 助成の交付を受けようとする者は、幌加内町高等学校生徒下宿費等補助金交付申請書（別記第1号様式）及び公租公課納入状況調査承諾書（別記第2号様式）のほか、次の各号に規定する書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) 下宿等の契約書の写し及び下宿等の費用を支払ったことが分かる書類の写し
- (2) その他町長が、必要と認める書類

(助成の決定)

第7条 町長は、前条の規定による助成の申請があったときは、その内容を審査し、適正と認めた場合は助成の決定を行い、補助金交付決定通知書（別記第3号様式）により通知する。

(助成の請求)

第8条 前条の規定による助成の決定を受けた者は、補助金交付請求書（別記第4号様式）を町長に提出しなければならない。

(助成の取消等)

第9条 町長は、偽りその他不正行為によって助成の交付を受けた者があるときは、その者から助成の決定の全部又は一部を取消し、又は助成を既に交付している場合は、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

(その他)

第10条 この要綱で定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行し、令和5年4月1日より適用する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和9年3月31日限りその効力を失う。

(要綱失効に伴う経過措置)

3 第9条の規定は、この要綱の失効後においてもなおその効力を有する。

別記第1号様式（第6条関係）

年 月 日

幌加内町長

様

申請者(保護者)住 所 雨竜郡幌加内町字

氏 名

印

幌加内町高等学校生徒下宿費等補助金交付申請書

幌加内町高等学校生徒下宿費等補助金交付要綱第6条の規定により、補助金の交付を受けたいので申請します。

記

1. 申請の内容

生徒氏名		学 年	学年
学 校 名			
下宿先住所 (名 称)			
下 宿 費 等	(月額) 円 × 月 = 円 入居期間 年 月 日 ~ 年 月 日		
補助申請額	(月額) 10,000円 × 月 = 円		
添 付 書 類	下宿等の費用が分かる書類の写し		

別記第2号様式（第6条関係）

公租公課納入状況調査承諾書

年 月 日

幌加内町長 様

申請者 住 所 雨竜郡幌加内町字

氏 名 印

幌加内町高等学校生徒下宿費等補助金の交付を申請するにあたり、私及び同居者全員の公租公課の納入状況の調査をすることを承諾致します。

別記第3号様式（第7条関係）

補助金交付決定通知書

幌加内町指令（幌教下宿）第 号

住所 雨竜郡幌加内町字

氏名 様

年 月 日申請の「幌加内町高等学校生徒下宿費等補助事業」に対し、  
金 円を補助する。ただし、次の事項を承知されたい。

年 月 日

幌加内町長 印

1. この補助金の交付の対象となる事業及び経費並びに補助金の額は、次のとおりとする。

補助対象事業	補助対象経費	補助金の額
幌加内町高等学校生徒 下宿費等補助事業	下宿費等 円× ヶ月 円	円

2. 町長は、偽りその他不正の行為によって補助金の交付を受けた者があるときは、その者から補助金交付決定の全部又は一部を取消し、又は補助金を既に交付している場合は、その全部又は一部の返還を命ずることがある。

また、補助金の額の確定があった後においてもまた同様とする。

別記第4号様式（第8条関係）

補助金交付請求書

年 月 日

幌加内町長 様

住 所 雨竜郡幌加内町字

氏 名 印

事業名 幌加内町高等学校生徒下宿費等補助事業

年 月 日付幌加内町指令（幌教下宿）第 号をもって交付の決定を受けた上記事業に係る補助金等について、交付を受けたいので請求します。

記

1. 請 求 額 金 円

振込先：銀行名 \_\_\_\_\_

預金種別 \_\_\_\_\_

口座番号 \_\_\_\_\_

口座名義 \_\_\_\_\_